

〔事案 2025-162〕 慰謝料請求

・令和 8 年 6 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の対応により精神的苦痛を被ったことを理由に、慰謝料の支払を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 22 年 8 月、株式会社 A を契約者、申立人を被保険者として契約した定期保険について、以下の理由により、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 申立人が本契約の保険金支払事由である高度障害状態に該当するにもかかわらず、保険会社はこれに該当しないとして保険金の支払を拒絶した。
- (2) 申立人が保険会社に対し、資料の提出および再検討を要請し、保険会社による調査が実施されたが、保険会社は保険金の支払を拒絶した。
- (3) その後、申立人が保険会社に対し、医学大辞典のコピー等を提出したところ、申立人の状態に変化がないにもかかわらず、保険会社は高度障害事由に該当すると判断を変更し、保険金が支払われた。
- (4) 申立人は、保険会社の一連の対応により精神的苦痛を受け、うつ病を発症し、現在も精神科に通院中である。

<保険会社の主な主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から提出された令和 3 年 3 月 7 日付け B 医師作成の書面（以下「3 月 7 日付け医師作成書面」という。）までは、申立人に嚥下障害がある旨の記載はあるが、本契約の高度障害保険金の支払事由である「口腔の運動障害または欠損」に該当することを基礎付ける記載はなく、高度障害保険金の支払対象外と判断したことは何ら誤った判断ではない。
- (2) 保険会社は、申立人から提出された書類を検討し、また、申立人の要望に応じて調査を実施している。申立人から提出された 3 月 7 日付け医師作成書面で、申立人の症状が「口腔の運動障害または欠損」に該当する可能性がある旨の記載があることを発見し、速やかに調査を実施し、高度障害状態に該当することが確認されたため、速やかに遅延利息を付して保険金を株式会社 A に支払った。
- (3) 保険会社が株式会社 A に支払った保険金等と同額の慰謝料を請求しているが、根拠がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。